

第二節 大学規則の制定とゲールツ

医学校の整備を整えるべく、長与専齋は日夜奔走して

いたのであるが、これに協力、援助したのは判事井上開多である。陰に陽にこの人が長崎医学校の教育改革の大事業に参劃していたことは後年、長与専齋の衛生行政に對する改革を完成させる契機ともなったのであるが、まだ充分確立していなかった教育行政の面における専齋の確固たる態度は誠に讃仰されるべきところがある。

さて、明治二年（一八六九年）二月、井上開多はゲールツ招聘の件を外国官判事に宛てて報告した。（「明治二己巳年一月、外国官軍務官往翰、外務局（課）」）

此節於当府医学校舎密理学等為伝習和蘭教師一人相雇度存候間御聞濟相成候様御取計之程所希候此段御頼迄申進候

以上

二月

長崎府

判事

外国官

第三章 明治維新による機構改革

判事 御中

前年来の計画は愈々実現されようとしているのである。

明治二年二月二十三日（陽曆三月五日）、東京府判事は長崎府判事宛てに「当府医学所御雇英医此程より講義相始候処見微鏡無之候てハ説得方差支ニ相成候処其御府養生所ニは二タ通り有之候趣ニ付可相成者一通リ宛御廻被下候様致度 尤代料之儀は御申越之上差進候様可致此段及御掛合候也」という書簡を發した。英医というのは、鳥羽・伏見の戦争以来、勤務していたウイリスである。

この書簡により長崎から東京へ顕微鏡が送られたと考えられるが、東京府医学所はまだ充分な整備を得ていなかったもので、前年六月二十六日（一八六八年八月十四日）、医学所が鎮将府の管轄となって以来、器具類の整備も長崎に依頼しなければならなかったのである。東京府医学所には長崎の養生所・精得館以来の卒業者が多く参画し

第二節 大学規則の制定とゲールツ

ていたものであったし、長崎府医学校は幕府が金銭を吝まず整備した西洋医学教育の殿堂でもあったので、教授用器具類に事欠かなかったものであろう。

二月八日（一八六九年三月二十日）、高令者に関する廻状が医学校より外国管事役所へ廻送された。

二月八日

（中略）

一 百歳八拾八歳七拾歳以上之者局中有無至急御取調之趣御用所之廻状医学校之酉中刻継来候ニ付局中廻し差出置廻状ハ此方留リ

（下略）

（己巳正月、明治二年、外務課、日記、外国管事役所）
二月十一日（三月二十三日）、沢宣嘉の後任、伊達中納言宗城が着任した。

二月に入り、東京府医学所は大病院を合併し、医学校兼病院と改称した。明治政府は五ヶ条の御誓文の趣旨に基き、広く知識を海外に求めべく、そこに備うべき新しい教授を長崎に求めていたが、三月五日（陽曆四月十六日）、長崎府は外国官に宛て、その返答をなした。

当港滞在各国人之内医科工科并書生教授之者有之候ハ、報知

可致旨承知るたし候右相糺候処當時は指たる人物も無之候間
此段渡来之節は速ニ為御知可申進候也

三月五日

長崎府

外国官

御中（明治二己巳年一月、外国官軍務官往

輪、外務局（課））

同月二十四日（陽曆五月五日）、マンسفエルトは居住地所の証書手数料を外務課に納めたが、二十六日（陽曆五月七日）には外務課はそれに関し、オランダ総領事ポードウィンと交渉するところがあった。（明治二年、外務課事務簿、日記）

三月廿四日

（中略）

一 洋銀

右者出島十一番イ地所証書手数料蘭マンسفエルトを受取候事

巳

三月廿四日

外国管事務所

三月廿六日晴

（中略）

一 出島十一番之内此節引分ヶ新地割イ十一番蘭マンスフェルトエ 質渡証書同岡土へ渡ス

さて、四月八日(陽曆五月十九日)、政府は民政部を設け、府県事務を行わしめたが、この頃より長崎府も漸く整備され、安定した政治状態を取戻したようである。

「明治二年、外務課事務簿、日録」によれば、次のように四月二十日(陽曆五月三十一日)に春の会があった。

四月廿日

(中略)

一 今五字時於福濟寺春会開宴碇泊之米艦水師復軍提督七艦將九岡士及び教師マンスフェルト、ストウト兩人招待相成候事但四艦將英葡字丁兼而四岡士不参

一 右ニ付野村楠本兩判御用懸坂田諸造同助動岡田吉太夫兩司長致出席候事

「明治二年 自正月 文書科事務簿、諸藩届并同達、全」
至八月 によれば、五月二日(陽曆六月一日)付で、諸藩より提出せしめた伝習生が見える。

越前福井

山 脇 玄 寿
吉 田 有 齋

右者医学校相詰罷在候

越前丸岡

青木俊節

右者医学校江相詰罷在候

防州徳山

渡辺泰蔵

右者医学校江入門私方江止宿仕候

肥前小坡

相良柳逸

右者医学校江相詰罷在候

五月七日(陽曆六月十六日)、提出の分を抄録する。

秋月長門守内

藤田順節

右者医学修行として着崎仕居申候以上

(中略)

日向高鍋用達

圓屋玄吉郎(印)

同じ五月七日、長崎府では医学校の職員任命に関する

第二節 大学規則の制定とゲールツ

文書を各藩に通達するところがあつた。これは各藩中、藩士詰合の向は藩士に、藩士詰合のない向には用達に、それぞれ達せられた。

医学校学頭 佐賀藩 吉武桂仙
 助教 右同断 小学校掛 同 大石良乙
 同 当直 同 西春溝
 同 薬局 同 深町春栄

右者当地入塾修行中書面之通相雇候間此段相達候尤太政官江者当府々及御届候管候事

五月
 医学校薬局 加賀藩 松田泰輔
 監察 同 三宅惟中
 同 薬局 同 藻寄仲蔵
 同 機械書籍掛 同 向川元良
 同 副直 同
 右同文言
 医学校学頭 越前藩 山脇玄寿
 助教 同 吉田有斎
 同 監察 同
 右同文言

長門藩 松岡勇記
 右者当地入塾修行中医学校当直ニ相雇候間此段相達候尤太政

官江者当府々及御届候管候事

五月

右同文言 副直 安芸藩 清水令修
 右同文言 副直 備前藩 吉本純蔵
 右同文言 薬局 越前鯖江藩 土屋裕
 右同文言 当直 長門府中藩 坂井省吾

右同文言 監察 越前丸岡藩 青木俊節
 右同文言 副直 飫肥藩 壱岐宗淳
 右同文言 副直 小城藩 相良柳逸
 右同文言 当直
 五月二十五日(陽曆七月四日)、深町春栄は薬局勤務から医学校監察に転勤した。

佐嘉 深町春栄

右者先達而医学校薬局ニ相雇候処今般同所監察ニ雇替候旨申渡候間此段相達候事

五月

同日はこの他にも数人の人事異動が行われている。

医学校薬局

加賀 三宅 惟 仲

同 薬局

向 川 元 良

右者先達而薬局又者副直に相雇候処今般書面之通雇替候旨申渡候間此段相達候事

五月

筑前藩 守 屋 善 蔵

右者当地入塾修行中医学校副直ニ相雇候間此段相達候尤太政官江者当府々及御届候管事

五月

これより先、陽曆二月、オランダのユトレヒト軍医学

校理化学教官ゲールツ(オランダ人はヘルツと呼んだ)

Anton Johannes Cornelius Geerts (一八四三—一八

八三年)は長崎よりの招請に基く軍医勤務監督ファン・

ハセルト van Hasselt の勧告により、長崎府医学校の

小学科教師として赴くことになり、陽曆七月上旬(陰曆

五月)来朝し、幾何学・物理学・化学等の基礎科学を担

当教授することになった。

次にゲールツの略歴を示そう。

ゲールツ Anton Johannes Cornelius Geerts は一

八四三年三月二十日、オランダのオウデンダイク Oudendijk の薬業家の子として生れ、陸軍薬剤官に任ぜられ、一八六八年にはユトレヒト軍医学校理化学教師であ

た。当時、定性定量分析書を著わしていたが、明治二年

二月(一八六九年)、前記のように、軍医勤務監督ファン

・ハセルトの勧めに従って長崎府医学校予科の物理化学教師として陽曆七月上旬に着任した。

明治六年一月某日(一八七三年)、日本政府御雇究理及

分析学教師ドクトル・アイ・セ・ゲールツは市場に販売す

る粗悪又は贗薬取締のため、その販売者を厳罰に処し、

市場の薬品を検査し、薬品巡視、薬品試験所設立の必要

を長崎県当局に要望し、日本国民の健康を保護するため、

当局がその建議を採用するならば、長崎又はその他の地

において用いる薬品検査に協力することを約した。これ

に端を発して、税関方面も輸入薬品試験の必要を認め、

第二節 大学規則の制定とゲールツ

同年二月二十七日には、大蔵大輔井上薫が、又、三月二十五日には外務少輔上野景範がそれぞれ上申書を政府に提出したので、翌七年(一八七四年)三月二十七日、東京司薬場が設立された。この設立に際してゲールツは東上し、十月以後五ヶ月間東京に滞在したが、明治八年(一八七五年)二月十五日、京都司薬場開設と共にその司薬場試験監督となり、翌九年(一八七六年)八月十二日、京都司薬場廃止と共に再び東上した。又、明治十年(一八七七年)一月、横浜司薬場監督となったが、その間、明治八年に日本薬局方の起草を依頼されていたので、同年十二月にはそのオランダ草案四冊を脱稿した。この草案は全部ペン書きで、緒言、苦文に始まり、生薬に終るもので、多数の附表が添えてある。

明治十三年(一八八〇年)十一月五日、内務省に日本薬局方編纂委員会が設けられ、永松東海、高木兼寛、柴田承桂、ランガルト、エイキマン等と共にその調査委員に挙げられ、薬局方のドイツ語草案を作成していたが、その公布される三年前、明治十六年(一八八三年)八月三十

日、横浜において没した。妻は長崎の山口きわであつた。

著述は甚だ多く、医学・薬学・化学・薬局方・温泉・食用植物・樹木・山椒魚・鉱物・採鉱業・気候等多方面に及ぶ。Über die Pharmacopoe Japans (Deutsche Gesellschaft für Natur und Völkerkunde Ost-Asiens, I, 1874), Abortion among the Japanese. (D. Ges. f. Natur u. Völkerk. Ost-Asiens. 1874), Zur künstlichen Erregung der Abortus in Japan. (Mitth. D. Ges. f. Natur. u. Völkerk. Ost-Asiens. 1874), Le Japon, Les Profès de la Science. (Annals de l'Extrême Orient Tome I. 1875-'79), Les Produits de la Nature Japonaise et Chinoise, 1878-1883, Vaccination in Japan. (Jap. Weekly Mail, June 1879.), On Sanitary Reform. 1880, Analyses of ten Japanese Mineral Spring Waters. (Trans. of the Asiat. Soc. of Japan, Vol. K. Yokohama 1881), Medicine in Japan. (The Lancet, Vol. II, 1882). 〇他' Japan Weekly Mail 〇他

も論文がある。中にも *Les Produits de la Nature Japonaise et Chinoise, 1878—1883.* (明治十一年—十六年) は『新撰本草綱目』として知られ、鉱物の部二巻だけ出版されたが、全部フランス語で、鉱物の部第三巻は遂に出版されなかった。

『明治文化発祥記念誌』にゲールツとヒヤツを別人として記載してあるが、ヒヤツはヘールツの誤訛であろう。さて、同書によれば「明治初年当時は勿論医学は幼稚なものであったが、追々に發達し明治八年には京都に官立司薬場が設立さるるに至った。時に政府が医学の検査鑑識をなさしめんが為に特派したのは前に長崎精得館の予科教師たりしことのある理化学博士ゲールツその人であった。氏は模範薬局を新設しアポテーキと名付け器械薬品を一切和蘭より購入し所謂薬学分業の理想が実現された訳である。又同十一年には博士及明石博高氏等は氣象観測の要を当局に建言し同十三年御苑内に日本最初の観測所が設置され諸器械を歐洲より購入しその名を觀象台と称した。」又、「ヒヤツ氏はユトレヒトの陸軍化学学校

第三章 明治維新による機構改革

の教授にして明治元年長崎医学校の化学及物理学教師となつた。居ること五年にして内務省衛生局顧問を命ぜられ東京に衛生化学試験所を設立し、亶いで京都及び横浜に同試験所を設置するに功極めて著しかった。氏は其後横浜衛生試験所長として殊に輸入薬品の試験を担任し終生その職に在つた。其著 *Produits de la Nature Japonaise et Chinoise* に於て日本を外国に紹介した。

同著は数巻に及ぶ筈なりしも僅に二巻の完結を見しのみで氏の死を見しは遺憾であった。加之氏が日・蘭・英・独各国語を以て日本に関する記事を公にせるものは尠くなかつた。日本製薬法に関する梗概及入浴心得をも日本語を以て出版している。氏は稀に見る日本愛好者で死後遺稿中に日蘭親交に関するものも種々発見されている。」と云つてあるヒヤツはゲールツに外ならない。

ゲールツを迎えた医学学校の改革状態について、専齋は『松香私志』に次のように述べている。

其後予科教師「ゲールツ」氏来着して予科の教場を開き、近國の年少生徒にて入学の募に応ずる者多く、殊に井上伯の周

第二節 大学規則の制定とゲールツ

旋に依りて長州より数名の青年も来り、本科生の内にも理化数学に志あるものありて、斑白の老書生乳臭の兒童に打交はり石版を控へ加減乗除を習ふ有様な奇特にも亦おかしかりき。斯く本科予科の課程も備はりて略々学校の体裁をなし茲に改革の一段落を告げれば、精得館の名称は長崎医学校と改まりぬ。これ明治元年中の事にして、本邦の医学教育に於て予備学の課程を設け学生の資格を正し学科の順序を定めたるは、実に此長崎医学校を以て嚆矢とす。初め余が適塾に在りて蘭学を修めたる頃は往昔蘭書解説の軌轍を踴躍し摘句尋章の学に過ぎざりしが、後長崎に來りて「ボンベ」「ボード井ン」の伝習に従ひ稍々省悟する所なきに非ざりけれども中途の飛入にて講習に順序を逐ふこと能はず、恰も錦繡の断片を賞づるが如く全幅の成章を見るに由なかりしに、今此の改革に際し講義に診察に始終教師に随伴して其通辯をつとめ片時も缺き難き職務にて三年計りが程は、日も其側を離るゝことなかりければ、一通り医学の全科をも窺ひ又医学教育の要領をも会得することを得たり、是れひとへに満氏の賜ものにして其の恩恵は永く肝に銘じて忘れ能はざる所なり。

又、ゲールツについてはマンسفエルトのことを述べた後、次のように述べてある。

「ゲールツ」氏も亦勤勉の士にして、本邦に於ける理化学最初の教授に任し能く困難の職責を尽し、が、後に司菜場の教

師として長崎京都横浜に歴任し、本邦に在ること十五年、理化学薬学の發達は此の人の力に資る所多かりき。氏は元來敏捷の人にして検疫消毒の方法、薬局方の編纂等衛生局の事業にも参画の功少なからざりしに、惜哉明治十五年横浜にて病歿せり。

ゲールツは本校の依頼によって渡來した化学教師に過ぎなかつたが、長崎を去つてからも薬学に關して多大の業績を残したのであった。

六月八日(陽曆七月十六日)、長崎府が佐賀藩に達した文書に中村吾道を医学校世話役に任ずる辞令がある。

中村 吾道

右医学校世話役ニ相雇候間此段相達候尤太政官江者当府及御届候答候事

已 六月

以後、学頭一名、学頭助教二名、小学校掛一名、監察三名、薬局監察二名、機械書籍掛一名、当直四名、副直四名、薬局二名、世話役一名の人員構成で医学校の運営が進められることとなつたのである。

六月十五日(陽曆七月二十三日)、教育改革に努力を傾けた政府は、大学校設立の規則を定め、学校に宛て、

「別紙ノ通規則被相定候間此旨相達候事」と達し、別紙、即ち次のような大学校の性格を示した。

道ノ体ナルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナク其大外ナク其小内ナンシ乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所学校者乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ広メ才徳ヲ成シ以テ天下国家ニ実用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋 神典国典ノ要ハ 皇道ヲ尊ミ国体ヲ弁スルニアリ乃チ 皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フヘシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治国平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ学亦皆是斯道ノ在ル処学校ノ宜シク講究採択スヘキ所ナリ且兵学医学ノ如キ国ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所ハ政務中ニオイテ尤重スヘキ事ニシテ外国ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トスルコト勿論而已如此ナレハ旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スル 御誓文ノ旨趣ニ不悖是乃チ大学校ノ規模ナリ

大学校

一 神典国典ニ依テ国体ヲ弁ヘ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス

大学校分局三所

一 大学校区域末広悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以分局トス然ルニ大学校ノ名ハ三校ヲ総テ是ヲ称スルナリ

開成学校

第三章 明治維新による機構改革

一 普通学ヨリ専門学科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精ウスルヲ要トス

兵学校

一 今此局ヲ設ケス姑ク是ヲ軍務官ニ付ス

医学校

一 医理ヲ明ニシ薬性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ実験ヲ究ルヲ要トス

七月八日(陽曆八月十五日)、政府は官制の大改革を行い、行政官以下の官制を廃し、神祇・太政の二官、民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務の六省その他を置き、その職員令を定めた。この時、集議院の下、彈正台の上、「大学校」を置き、その官制を定め、先に定められていた教育行政官(明治元年十二月十日改正の分)として、次のように別当以下の諸官が置かれたのである。

大学校

別当 一人

掌監督大学校及開成医学二校病院。監修国史。総判府藩

県学政。

大監 一人 少監 一人

掌同別当。

第二節 大学規則の制定とゲールツ

大 丞 三人 権大丞

少 丞 三人 権少丞

掌 判 校 事。

大 主 簿 三人 少主簿 九人

掌 同 余 大 少 録 大 少 主 典。

この官制に基いて、種々の改革が行われたが、大学校は七月二十九日(陽曆九月五日)に至って太政官達を以て八月五日(陽曆九月十日)に開鑿されることが示され、大学校設立が漸く確立したのである。そして八月二十四日(陽曆九月二十九日)には民部卿兼大藏卿松平慶永(号春嶽)は大学別当に任ぜられ、秋月種樹は大監に任ぜられ、少監以下、大少丞もそれぞれ任命された。

さて、医学教育に特に関心を寄せた政府は十月十四日(陽曆十一月十七日)に御沙汰書を発し、御医三十才以下の者に医学修業を命じ、大学校に属せしめた。文書は

今般三典医ノ外御医ノ輩三十歳以上ノ者医員被 仰付三十歳以下ハ医学修業被 仰付総テ大学校附属被 仰付候事

というのであるが、十一月五日(陽曆十二月七日)に至り、次の達が発せられ、大学校官制に多少の変更をみた。

大学校へ達

今般御改正ニ付官員左ノ通

別 当 一人

大 監 一人

少 監 一人

大 丞 三人

但正権トモ三員ニテ人材ニ随ヒ被任候事

以下正権皆準之

少 丞 三人

大 主 簿 三人

少 主 簿 九人

右之通御定ニ相成候条此旨相達候事

この官制によれば、大学校とは教育行政に関する中枢機関であって、今日のいわゆる大学とは異なるものである。その長官たる大学別当は直轄学校たる大学・開成・医学の三校を監督する外、国史を監修し、全国の学校を総判するもので、今日の文部省の前身である。即ち大学別当は文部大臣の職に当たっている。各学校それ自身の行政に

關しては、前記職制に見えるように大少丞各三人を置き、
大学校・開成学校及び医学学校三校内における教育に關する
事務を総轄させ、大博士以下の教官を設けた。大学校
は旧昌平黌を復興したものであるから、教育機関としての
機能を有することは云うまでもなく、その方面では大
少丞がその事務を総轄し、大博士以下が實際の教育に當
っていたもので、この職制は大学・開成及び医学三校に
通ずるものである。

大博士 八人 中博士 十人

少博士

掌教試生徒。修撰国史。翻譯洋書。知病院治療。

大助教 中助教 少助教

掌同博士。

大寮長 中寮長 少寮長

掌監督学寮生徒。

大得業生 中得業生 少得業生（明治三年三月十

二日舎長ト改ム）

掌授句読。翻譯。治療等事。

史生

掌繕写公文。騰録書史。

第三章 明治維新による機構改革

大写学生 中写学生 少写学生

掌同史生。

校掌 使部

この大学規則は数年の間に朝令暮改され、改革が進め
られたが、法制の改革はこのような試案が必要であり、
且つこの試案を実施して後、社会の实情と合致しないか、
悪い影響の見える場合には直ちに改められねばならない
のである。

十二月十二日（一八七〇年一月二十四日）、相良知安等
の企画したドイツ医学採用が実行に移され、東京府医学
所ではウイリスを追放した。然し長崎では依然としてマ
ンスフェルトやゲールツ等がオランダ医学を伝え、教育
を続けていた。ところで、十四日（陽曆一月二十六日）、
太政官は大学校に達を發し、大学校以下三校の校名を改
め、且つ又、大学校の学制を改めようとする事が明らか
になつたのである。

ここで、その達のうちの二ヶ条を掲げよう。

一、自今大学校ヲ改メ大学ト可称事

一、外来生徒廢止之事（以下四条略）

第二節 大学規則の制定とゲールツ

右之通相違候事

同日、開成学校と医学校の名称改正について次のように達せられた。

学制御改革ニ付テハ自今開成所ヲ大学南校ト称シ医学校ヲ大学東校ト称ス可キ事

次いで同月十七日(陽曆一月二十九日)には更に左の沙汰があつた。

自今大学校ヲ大学ト改称開成所ヲ大学南校医学校ヲ大学東校ト可称事

東京において学制の整備と改革が進められている間に、長崎において行われた改革を顧みよう。

明治二年六月以後、長崎府は長崎県と改称され、それと共に長崎府医学校は長崎県医学校と改められたが、学則はまだ改変されなかつたようである。そして、入学者もあり、且つ薬学研究が進められて行つたのである。

六月十七日(陽曆七月二十五日)、藩籍奉還が行われ、知藩事が置かれたが、「太政官日誌」(明治二年第六十七号)六月二十日(陽曆七月二十八日)の御沙汰書写に次の記載がある。

其府自今長崎県ト被改候事

長崎府

これにより後述するように長崎府医学校の名称も長崎県医学校と改められるに至つたが、この月、本学出身相良知安・岩佐純等は医学御用掛に任ぜられた。

先の御沙汰書が長崎に届けられたのは半月後であつた。七月八日(陽曆八月十五日)、野村宗七は次の書簡を文書科に届けている。

当府自今被改長崎県拙者儀当県知事蒙

仰稱本五位去御用有之東京^五被

召井上五位去造幣局知事被

仰付候為御心得此段申進候也

野村 五位

七月八日

岡本外記殿

岡本主米殿

「明治二年、外務課事務簿、日録」によれば、次のように、七月九日(陽曆八月十六日)に府・県の改称が一般に報ぜられた。

七月九日附

(中略)

一 是迄長崎府与相唱来候得共以来県与相唱候旨野村判事知

県事被命候件桶本判事当地御用被免東京^五御召都合三
通宛各国岡士へ書翰出^ス

半月前の御沙汰書が漸くここに一般的に通報されたのである。

「明治二年、外務課事務簿、日録」に次の記事がある。
内容は長崎府医学校が県病院兼医学校と改称した通知ではないかと思われるが、未だ詳らかでない。

七月十五日

(中略)

一 医学校を御布令を通到来ニ付平井氏^五持せ遣^ス

このような改革の中に、漸く整備された医学校は着実な歩みを行って行ったようである。

七月二十三日(陽曆八月三十日)、医学校の諸役が改めて決定された。藩士の分は藩士に、藩士詰でない分は用達^ニ、それぞれ通達されている。

土屋 裕

右医学校当直申付月給御定之通被下之候入念可相動候

青木 俊節

右医学校薬局掛申付月給御定之通被下之候入念可相動候

藻寄 中蔵

第三章 明治維新による機構改革

右医学校器械掛申付月給御定之通被下之候入念可相動候

野村 文吉
松田 尚謙

右医学校副直申付月給御定之通被下之候入念可相動候

清水 令脩

右奉職之身分不行跡之趣相聞候付放役之上禁足申付候依而一際勉強謝罪之実効相建可申候事

巴 七月

これは諸藩士、用達に対し、同文言を以て達せられた。

(明治二年 自正月 至八月 文書科事務簿、諸藩届等伺達)

学校行政が漸く本格的な歩みを始めたので、長与専齋はその後も引続き政治的交渉を行わねばならなかった。

「明治二年、外務課事務簿、日録」に次の記事があり、専齋の旅行が知られるが、目的その他については知るところがない。

八月十五日發

(中略)

一出納役腹巻清藏大坂迄医学校学頭長与専齋兵庫迄米国コスタリカ船を便尤之義司長衆を被達候ニ付証書認入候横山氏^五差出^ス

八月二十九日(陽曆九月二十四日)、相良柳逸は藩用に

第二節 大学規則の制定とゲールツ

より二十日間、小城に帰ることとなった。

札附 (書面願之趣承届候
医学学校学頭へ可談候)

小城藩

相良 柳逸

右者就藩用今廿九日々来九月十九日迄日数廿日之間医学学校御暇被仰付被下候様在所重役とも申越候間此段以書付奉願上候以上

肥后 小城用達

徳見 伝助

巳八月廿九日

九月二十二日(陽曆十月二十六日)、明治天皇の御誕辰のため、福濟寺にマンスフェルトやゲールツが招かれた。「己巳七月、明治二年、日誌、外務課、外国管事局」に次の記事がある。

九月廿二日快晴

平井義十郎

(中略)

一 今日

御誕辰ニ付於福濟寺者各国岡士碇泊英艦船於医学学校広運館ホ之御雇教師御招此方大阪知府事西四辻殿知県事判員事弁務一人外務局長二人相伴
御祝宴席興行有之候事

十月に入つて、長崎県では医学の重要性を強調する御

達書を發し、西洋医学を採用した長崎医学の振興と西洋医学普及が維新政府の主意でもあることを明示した。御達書は次の通りである。

医道之儀者衆庶死活之枢機一日茂缺難き急務ニ付先年医学学校取建西洋教師をも相雇ひ其道相開ケ候様厚く世話致し候得共いまた当地医家子弟共之内同校江罷出其道研究致し候者少く主意貫徹致し兼候次第ニ付今般改而相達候条不拘貴賤有志之者姓名年齢相記し入門願出候へ、精撰之上寄宿申付寄宿料も下し賜り候間早く取調可申聞候事

右之通市郷無洩可相触候

巳 十月 (明治二年、外務課事務簿、御達書留)

一方、東京では相良知安のドイツ医学採用の運動が展開されていたが、大阪には十一月に医学校が設立された。十月の長崎県達によってそれに応ずる者がでたのも十一月であった。

「明治二年、文書科事務簿、御用留」に入門願が見えるので次に示そう。

一 先般医道之儀ニ付御布令之御趣意拝承奉恐感候随而悴四郎儀当己拾六歳ニ罷成候ニ付医学学校ニ入門医道研究為仕度奉存候間何卒宜敷御許容被仰被下度此段以書附奉懇願候以上

已十一月

村上桂菴 (印)

乍恐奉願口上書

一 先般医道之儀ニ付御布令之御趣意拝承奉恐感候随而忤義
三郎儀当已拾五歳ニ罷成候ニ付医学校^五入門医道研究為
仕度奉存候間何卒宜敷御許容被 仰付被下度此段以書付
奉懇願候以上

已十一月

西 松 仙

前書之通願出候ニ付奥印仕候以上

中紺屋町掛乙名

藤井伊三郎

入塾之義承届寄宿料之義於其局取計可申事

処で、東校には幕府以来の小石川御薬園がこの年の五
月に附属し、管理を委ねられたが、長崎医学学校にも薬園
が設けられることになった。元来、長崎には幕府の経営
する御薬園が十善寺郷に設けられ、後に西山に移ったが、
明治維新によって廃れた。又、出島に設けられていたシ
ーボルトの薬草園も次第に荒廢に帰して了っていたので
ある。

「明治二年、文書科事務簿、御用留」にゲールツの薬
草園設置の計画記事が次のように見える。

十月廿五日 (朱)

小学校教師蘭医ケールツ住居所構内江此節薬園拵方之儀教師
申出候ニ付仕様繩張見分仕候処目論見大造之義ニ相見江右之
内庭入口^五取建候門一ヶ所之御入用ニ而も凡金五拾兩程も相
掛リ右惣仕上御入用不少金高ニ可及奉存候先般医学学校御手当
米御減石相成候ニ付而者諸事省略之上ニ而茂一ヶ年定式活計
も無覺束奉存候処前段臨時之出費相増候而者向後必止与不御
支申候且追々右等之造作機械製造ホ申出候ニ付其時々教師と
もは意ニ任セ置候而者際限も無之儀ニ而何分会計之目的難相
立候依之如何可仕哉此段奉伺候以上

已十二月

医学校俗事方頭取 中村 吾道

会計出役 小南 晋三

附札「長与専斎帰崎いたし候迄当分見合置可申候事

この長崎医学学校に附属した薬園が出島のゲールツの庭
園内に完成したかどうかについてはまだ確かめ得ないが、
その薬学教育に尽力しようとした努力は高く評価される
べきものであろう。